

令和7年第4回議会定例会会議結果

| | | |
|----|-----------|--|
| 1 | 定例会・臨時会の別 | 第4回定例会 |
| 2 | 開会 | 令和7年12月 9日 |
| 3 | 閉会 | 令和7年12月10日 |
| 4 | 会期 | 2日（うち会期延長日なし） |
| 5 | 議員の出席 | 9日 出席11名 欠席 0名 10日 出席11名 欠席 0名 |
| 6 | 議案件数 | 19件（うち議員提出5件） |
| 7 | 議決の状況 | (1)原案可決 12件 (3)原案承認 1件 (2)原案同意 1件 (4)原案答申 1件 (5)採 択 4件 |
| 8 | 法第99条の意見書 | 4件 |
| 9 | その他 | 傍聴者 9日 10名 10日 0名 |
| 10 | 会議書の写し | 別紙のとおり添付 |
| 11 | 議案書の写し | 別紙のとおり添付 |

令和7年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和7年12月9日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 湯 本 要 | 2番 | 西 股 裕 司 |
| 3番 | 星 真 希 | 4番 | 熊 木 恵 子 |
| 5番 | 佐 藤 妙 子 | 6番 | 細 川 美喜男 |
| 7番 | 加 藤 真 悟 | 8番 | 石 川 康 弘 |
| 9番 | 高 橋 修 平 | 10番 | 家 塚 雅 人 |
| 11番 | 側 瀬 敏 彦 | | |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

9番 高 橋 修 平 10番 家 塚 雅 人

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 藤 田 雅 章 議事係長 富 木 孝 郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人
農業委員会会長 鍋 山 洋 一 監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 副 町 長 | 小 林 史 典 | 総 務 課 長 | 笠 原 大 介 |
| まちづくり課長 | 斉 藤 隆 | 住 民 課 長 | 渡 辺 広 貴 |
| 税 務 課 長 | 砂 田 隆 樹 | 保 健 福 祉 課 長 | 谷 藤 朋 代 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 蛭 沢 千 晴 | 産 業 振 興 課 長 | 岩 本 聖 |
| 都 市 整 備 課 長 | 黒 島 滋 規 | 会 計 管 理 者 | 池 畑 憲 一 |
| 病 院 事 務 長 | 渡 部 浩 二 | | |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 山本 篤
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和7年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和7年12月10日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 湯 本 要 | 2番 | 西 股 裕 司 |
| 3番 | 星 真 希 | 4番 | 熊 木 恵 子 |
| 5番 | 佐 藤 妙 子 | 6番 | 細 川 美喜男 |
| 7番 | 加 藤 真 悟 | 8番 | 石 川 康 弘 |
| 9番 | 高 橋 修 平 | 10番 | 家 塚 雅 人 |
| 11番 | 側 瀬 敏 彦 | | |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

9番 高 橋 修 平 10番 家 塚 雅 人

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 藤 田 雅 章 議事係長 富 木 孝 郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人
農業委員会会長 鍋 山 洋 一 監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 副 町 長 | 小 林 史 典 | 総 務 課 長 | 笠 原 大 介 |
| まちづくり課長 | 斉 藤 隆 | 住 民 課 長 | 渡 辺 広 貴 |
| 税 務 課 長 | 砂 田 隆 樹 | 保 健 福 祉 課 長 | 谷 藤 朋 代 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 蛭 沢 千 晴 | 産 業 振 興 課 長 | 岩 本 聖 |
| 都 市 整 備 課 長 | 黒 島 滋 規 | 会 計 管 理 者 | 池 畑 憲 一 |
| 病 院 事 務 長 | 渡 部 浩 二 | | |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 山本 篤
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました令和7年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
9番 高橋 修平議員、10番 家塚 雅人議員。以上御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告申出がありましたので、これを許します。
5番 佐藤 妙子議員。
- 佐藤議員 令和7年第4回議会定例会の運営について、去る12月2日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。
町からは、功労表彰1件、条例関係5件、令和7年度会計補正予算6件、契約関係1件、一般議案1件であります。
以上、議案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月9日から12月11日までの3日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は12月9日から12月11日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月9日から12月11日までの3日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
・2番目 定例監査結果報告をいたします。
局長に朗読させます。
(朗読する。)
監査委員から補足説明があれば賜ります。
(ありませんの声。)
- 局長
議長
監査委員

- 議 長 以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。
 ・ 3 番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。
 局長に朗読させます。
 局 長 (朗読する。)
 議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。
 監査委員 (ありませんの声。)
 議 長 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと
 いたします。
 ・ 4 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
 町 長 本議会定例会にあたり、2 件の行政報告を行います。
 初めに、昨日発生した地震の状況等について、御報告します。昨日 2
 3 時 1 5 分頃、青森県東方沖を震源とするマグニチュード 7. 5 の地震
 が発生し、本町においては震度 5 弱を観測しました。地震発生後、2
 3 時 2 5 分に災害対策本部を設置するとともに、各公共施設の被害調
 査と要支援者の安否確認を行い、被害が確認されなかったため、本日
 1 時 4 8 分に非常配備体制を解除しました。
 次に、子ども室内遊戯施設はれっばについて、御報告します。令和 5
 年 5 月 3 日のオープン以来、町内外から多くの方々に御来場いただき、
 1 1 月 2 9 日に来場者 5 0 万人を達成いたしました。当日は、はれっ
 ぱ内、きゃべっちパークにおいてセレモニーを実施し、5 0 万人目
 のご家族に、町並びに指定管理者から記念品を贈呈いたしました。引き
 続き、指定管理者と連携を図り、多くの皆様から愛され、親しまれる施
 設となるよう努めてまいります。
 以上、一般行政報告とします。
 議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。
 ●日程 4 一般質問を行います。
 本定例会の一般質問通告者は 3 名でございます。一般質問についま
 しては、通告順に行います。
 4 番 熊木 恵子議員。
 熊木議員 合葬墓の設置について町長に質問いたします。私は、平成 3 0 年第
 1 回議会定例会に今後の墓地管理について、また、令和 3 年第 1 回議
 会定例会に合葬墓についての意向調査をと質問しました。それぞれの
 答弁では、住民ニーズを把握する必要があると考えるが、現時点では
 町民からの要望がないことから、他市町村の動向を注視し将来的に検
 討すべき課題であると認識していると答弁されています。
 高齢化により遠方にあるお墓の管理ができなくなったという方や、
 核家族化によりお墓を継承する人がいないという方、本町に移住され
 た方から、お墓を建設するには多大な費用がかかることから、管理が
 楽で費用が安い合葬墓をつくってほしいという要望が寄せられてお
 り、議会報告懇談会でも、そのような声が出されています。
 そこで、次の 3 点について伺います。
 1 つ、町民からの要望は寄せられているか。
 2 つ、住民のニーズ調査を実施する考えはあるか。
 3 つ、今後、総合計画策定の中で検討する考えはあるか。

議 長
町 長

以上です。

町長。

合葬墓の設置についての御質問にお答えします。

1点目の御質問については、町民からの合葬墓に対する問い合わせは、年間2件程度寄せられています。なお、さきに開催した行政懇談会では、合葬墓の設置要望はありませんでした。

2点目及び3点目の御質問については、住民ニーズ調査については、実施する考えはありませんが、全国的にも合葬墓を求める声が多くなっていることは把握しています。

また、現在、合葬墓を設置している道内の自治体数は、約80市町村となっており、全道的にも建設が進んでいる状況であると認識していることから、各自治体の設置経緯や運営方法などを調査し、検討を行ってまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

4番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいまの答弁で、要望は年間2件ほどということでした。それから、ニーズ調査は実施する考えはないということでした。総合計画、今策定なんですけれども、その中に盛り込むという考え、反映するという考えはないのか、それ1点ちょっとお答えはなかったかなと思うので、お願いいたします。

それで、まず1番目に、今までは先祖代々お墓を受け継いで管理するということが当たり前に行われてきました。しかし、少子化や高齢化で維持管理が難しくなっているというのは近年大きく広がってきています。全国的にも、また、道内でも墓じまいを考える方が増加していると思います。私は、町として積極的にニーズ調査をすることは必要ではないかなと思います。前回の質問のときも、把握することが必要だってお答えいただいているので、今回はまた、それと同じように、動向を調査してということなんですけれども、やはりしていくべきだと思いますので、重ねて質問いたします。

それから、道内での合葬墓、前回の質問したときの答弁では、25市17町ということでしたが、先ほどの御答弁で80市町に広がっているということは、約2倍ということですよ。80ということは、178自治体の中で約半数というか、そういうところまでやっぱり広がっているということは、大きな社会問題というか、皆さん今後のことを考えてということでは、関心があることだと思います。それで、ある市の例をちょっとお話ししたいと思うんですけれども、1,500体収容の合同墓を設置したというある市では、空知管内です。将来、手狭になった場合には、隣接地に近かろうと、納骨堂ですね、それを増設すると計画で示されています。これを、計画するにあたっては、何年にも分けてニーズ調査を行って実施されたものだそうです。そのときの市の担当課の職員の方は、人生の終末にふさわしいうちの市らしいものを基本コンセプトとして、よりよいものを整備していきたいと基本計画の中で示しています。そして2022年から利用開始されているということでした。私はこのような姿勢というのは、大いに参考にすべきものであると思いますが、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

次、3点目なんですけれども、本町では先ほど質問の中にもありましたけれども、平成4年、5年頃から人口が増加して移住が進んでいます。その当時は若い世代が多かったと思いますけれども、もう30年を過ぎて高齢化も進み、本当にもうお墓のことを考えるという年代層が非常に多いのではないかなと思います。それがこの近隣4町で見てもやっぱり南幌の特色というか、そういうような世代層というところでは、先ほどの答弁で、年間2件しか問い合わせはなかったということなんですけれども、ちょうど昨日、一昨日ですか、NHKの朝の番組の中でも、今後のお墓こととかいろいろ取上げられて、それはここ近年、いろんな形で取上げられて、墓じまいをどうするとかっていう形になっています。先日も新聞に、1面で大きく載っていて、お墓のことを考える年代層が多くなっているという中に、子どもや姪や甥の代まで負担をかけたくない。町内に合同墓のような形のお墓があれば安心できるという方の思いは私は理解できるものだと思います。このような記事をきくと町長も目にされていると思うんですけども、どのようにお考えか伺います。

4点目は、町内3か所にある町営墓地の空き状況、これはどれぐらいあるのか。現在の申込み数は増加しているのか、また、墓じまいによる改葬という形で書類とか出しますよね。それで、町へ返還された方とかいらっしゃるのか、それを伺います。

5点目は、新たにお墓を建設するには多額な費用がかかることから、昨今の厳しい経済状況やお墓を継承する親族がいないなど多くの問題が発生することから、合葬墓の設置は将来的には必要ではないかと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えか、5点伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず、新聞のほうは大きく載っておりましたので、私も十分新聞のほうは読んでおります。まず、町内の墓地の状況でございますけども、現在大きなところで南幌墓地がございます。全体で616区画ありまして、うち、貸出しているのが436区画、貸出ししていない、まだ貸出してない区画が180区画でございます。それと、晩翠夕張太の墓地もございまして、現在、新規の貸出しは行っていない状況でございます。それと、町内3つのお寺には、それぞれ檀家用でございまして、永代供養墓、合同墓がございます。

南幌墓地におけます近年の貸出し数ですけれども、令和5年が3件、6年が2件、7年が1件でございます。一方、南幌墓地における返却の件数でございますけども、令和5年が1件、6年が6件、7年が4件ということで、返却が増えてきているという傾向は見て取れるかと思えます。

それと、道内自治体の設置状況でございますけども、先ほど議員言われたとおり、令和3年は42自治体でございましたけども、直近では80ということで、倍近くなっている状況でございます。管内では7市2町で設置をしているという状況でございます。

それと、住民ニーズの調査のことをございますけれども、現在では調査する考えはありませんけれども、少子高齢化や核家族が進み、次の世代に負担を残さない、また、お墓の継承や管理の負担などの理由から、全国的に合葬墓を求める声が多くなっていることは、私自身把握しているつもりでございます。また最近合葬墓を含めたニーズの多様化が、この間も新聞にも出ていましたけれども、そういうようなことが言われております。まずは近隣や先進自治体に対しまして、建設方法や運営方法、お墓じまいに関します問題などについて実態調査を進めてまいりたいと考えてございます。

それと、総合計画の掲載のほうでございますけれども、先ほど、今ほど申し上げましたとおり、まずは、近隣や先進自治体に対する状況確認の調査を進めてまいりたいと思います。総合計画の策定につきましては、実態調査を進める中で検討してまいりたいというように考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

再々質問行います。今の答弁で、実態調査を進めるというのは、近隣今管内でも7市2町でしたか、という、実態調査を進めつつ、町民のニーズ調査は並行して行うということではないということですかね。そこをちょっと確認させてください。

それから、総合計画の策定というところで、やはり総合計画をつくるにあたっては、長いスパンの中でいろいろこう将来の町のことを想定しながらいろいろ盛り込んでいくと思うんですけれども、今これだけ、先ほどの答弁もありましたように、約半数近くが何らかの形で、合同墓とか合葬墓とかって形今つくっているということが、この南幌町民だけがそういうものを希望を持っていないということにはならないと思うので、ぜひ、前向きに取り組んでほしいなと思います。

それから、返却というか、改葬する方もうちはじわりとこう増えてきているということで、これからますます広がってくるんじゃないかなと思います。そういう意味で、先ほど町長の答弁の中で、町民からの問い合わせ2件だということなんですけれども、例えば、議会報告懇談会とか、しゃべり場とかそういう中では、少数意見かもしれないんですけれどもやっぱりそういうことに関心を持っていたり、将来不安だと思っている方がぽつぽつ出てきていて、私も身近にそういう声は耳にします。ですからやっぱりそういう町民の声を広くやっぱり聞き取っていただきたいなと思います。これは要望します。

それからもう一つ、無縁供養塔のことについて伺います。これ最初に質問したときに、無縁供養塔が南幌墓地の中にあるんですけれども、できた経緯とかってというのは質問して答弁もいただきました。これは平成11年に墓地の改修事業が行われて、その時身元不明と引取り手のないお骨が16体、その方たちのお骨を供養するために、平成12年に建設されたという答弁でした。これを整備して活用することはできないのかと、そのときも伺ったんですけれども、それはそういう目的で建てられていないので、活用することはできないということでした。そこで伺いたいんですけれども、墓地に入って、真っすぐちゃんと

立派に整備されているんですけども、そこには何体収容することができるようになっていて、もし、早急に合同墓とかそういうものをつくるというのであれば、そういう町民から問い合わせがあったときに、そこは利用できるとか、さらにそこを改装して、もう少し広げるといようなことを計画できないのか、それを1点伺っておきたいと思います。

あと、町内の墓地管理については先ほど町長のほうから町内3か所ということで、晩翠夕張太のほうについては、新たには申込みを受けていないということでした。私もお盆とかお彼岸に、お墓まいりをするんですけども、お盆のときは、すごいにぎわうと言ったら語弊があるんですけども、若い方から高齢者まで多くの方が、先祖の供養に来られています。それで、雑草の管理とかその辺はすごくきれいにされていて、気持ちよく供養できるということは、町民からも、また町外から来られる方からも感謝されていると思います。最初の質問のときに、最初というのは、平成30年に質問したときに、バリアフリー化というか、車椅子で来られた方が、やはり途中までしか押していけなくて、車椅子ごと何人かで抱えてお墓のところに行くということがありました。それで、何とかそれできないのかという質問したんですけども、なかなか完全なバリアフリー化はできないけれども、砂利を入れたり、その辺の整備はするということでした。私は引き続き、町として、細かくチェックしながら、先祖の供養にこられる方のために管理をしていただきたいということを要望します。やられているんですけども、さらにその辺を細かく見てチェックしていただきたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをします。まず、調査の関係でございますけれども、近隣を含めて、道内で先進をしているところについて、細かく調査を実施したいというふうに考えてございます。

総合計画のほうにつきましては、まずはその調査を実施してからということで掲載をしないということを行っているわけではありません。まずその調査を先行していきたいということでございます。

それと、現在2件の問い合わせ、年間大体ここ3年ぐらいを見たら2件程度でございます。私はこれを少なくというほうに考えてはございません。町民の要望があったものというふうに考えてございます。

それと、無縁供養墓の関係でございますけれども、町内の身寄りのない方や身元不明の方の遺骨を収かんすることが目的でございますので、議員の言われる、今、墓じまいをされるだとか、そういう方とはちよっと目的が違っておりますので、規模についてもそういうような規模でございます。

それと、バリアフリー化のお話をされました。前々回のお話をされています。それで、舗装はしてございませんけれども、あのあとも砂利を入れまして、利便性の向上につなげているということと、看板のほうも設置をしまして、そういう環境整備を図っているということは御理解いただきたいと思います。

それと、合葬墓でございますけども、前もちょっとお話ししましたけども、一度合祀しますと取り出すことができないということでトラブルが多いということで、これについては新聞のほうにも掲載はしてございました。だからどうだというわけではないんですけども、そういうような懸念がされているということが分かるかと思えます。また、やはり一度設置しますと、永遠的に供養されるものですので、周辺環境を含めた建設場所や恒久的な維持管理、あと地元のお寺との協議、地域の合意など、慎重に進める必要があると思っております。それら先進的にほか町でどう進めてきたのか、それらについて調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

2問目はあいる一との利用促進について、これも町長に伺います。

オンデマンド交通あいる一との運行が始まって4年が経過し、利用された町民からはなくてはならない足の確保として大変喜ばれています。令和5年第4回議会定例会で質問し、回数券の発行や町内のイベント時の運行、介護の介添え者の利用料金の設定など、改善も見られさらに利用が促進されています。

あいる一とのアンケート結果によると、利用しての満足度は高く評価する声があります。利用料金については、ちょうど良いと回答した方が70%となっておりますが、高いと感じる町民も22%います。前回は質問し、料金について引き下げは考えていないとの答弁でしたが、1回の利用料が300円で往復600円、さらに1日何度も利用する場合は負担が大きいとの声があります。確かに、町の財政負担が大きいことは承知していますが、小中学生の習い事の交通手段、車を持たない町民の交通手段、高齢者の外出機会の交通手段として、料金の引き下げを考えることが求められていると思えます。

現在利用していない町民にとっても、将来の交通手段として存続することが必要であり、全町民の大切な交通手段として考えるべきではないでしょうか。

そこで次の3点について伺います。

1つ、利用料金を100円にできないか。

2つ、シルバーパスや定期券の発行の考えは。

3つ、1日券など利用体系の見直しで外出機会の促進につなげる考えは。

以上です。

議長
町長

町長。

あいる一と利用促進についての御質問にお答えします。

1点目の御質問については、令和3年度の運行開始以降、あいる一とに係る人件費や消耗品費、燃料費などの運行経費は、年々増加している状況です。

今後も運行を継続していくためには、受益者負担と町の負担により、現行の料金体系をいかに維持していくことが重要であると考えます。

また、本年2月に行った利用者への聞き取り調査では、運賃については、安いまたは普通と回答された方が92%、高いと回答された方

は8%という結果と、昨今のバスやタクシーをはじめ、各交通機関が運賃を値上げしている中で、料金を引き下げる状況にはないと考えます。

2点目及び3点目の御質問については、令和6年度より回数券と介添人の運賃割引を導入していることから、シルバーパスや定期券、1日券などの料金体系の見直しは考えていません。

また、ボランティアフェスタを初めとする、町内で開催する各イベントに合わせた運行や介添人の割引制度により、高齢者などの外出機会の促進につながっているものと考えます。

4番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再質問)

再質問を行います。今回このあいる一については2回目なんですけれども、質問を組み立てて、いつも予想される答弁を自分で予想します。そういう中で、見事予想どおりでした。確かに今町長言われたように、ほかの公共交通とかいろいろ値上がりしている中で、今の運賃は妥当というような答弁でしたけれども、私、見方をちょっと変えてみる必要があるのではないかなと思います。財政負担、それが大きいというのは、前回は答弁で、今回もそういうことで、なんですけれども、ちょっと質問の中でも言いましたけれども、やっぱり今オンデマンド交通が利用開始されて4年たった中で年々利用率が上がってきて、本当に町民、利用されている方にとってはなくてはならない足で、すごく感謝されていると思います。それで高齢者のみならず、子どもの塾とかそういう習い事にも利用されたり、アンケートを見ますと30代、40代の方も利用されています。その方たちは、細かく聞き取りはされたかどうかちょっと分からないんですけども、利用されている方にちょっと1人、2人お話を聞きました。そしたら、以前は車、家に2台あって、それぞれ夫が乗って行っても自分は車でパートに行ったりいろいろできた、だけれども、経済状況が厳しくなって、車が手放さざるを得なくなって、日中の外出は本当に自転車か歩いて行くかぐらいしかない。そこにあいる一とができて、すごく非常に助かっているというお話でした。そういうふうに考えると、1問目の質問の中でも言いましたように、私は年代ごと、だから、全町民にとって必要な足というふうに考えたときに、そこに財政措置をするということの割合というのを私は増やしていくというのは妥当な考えではないかなと思います。

今現在利用されていない方も、もう少しで免許返納して利用するという方も、あとその30代、40代の方とかも、将来的には利用するかもしれないという方にとっては、何とかあいる一を存続してほしいというのはアンケートの中にも書かれていましたし、いろいろこう意見とか聞き取ったときにも、そういうのがあります。ある方は、あいる一とは、町で考えて、最高の町民に贈物だという言い方をされていました。だからこんないい施策をしているんだったら、もっともっと利用しやすくということを考えてらどうかというお話でした。先日ちょうど伺った方は、まだ南幌町に引っ越してこられて3年だという方なんですけれども、たまたま東町に住んでおられて、その方は、たまたま

バス停が近い。それで、バスで、エコープに行ったり、用事を足す、片道バスは170円だそうです。それで、それに比較しても、自分は、決して経済的に困窮しているわけでもないというような方でしたけれども、やっぱり300円というのは高いんじゃないかというような感想をお持ちでした。その辺を考えていくと、考え方を変えると先ほど私言いましたけれども、こんなに喜ばれている事業を、もう少し予算を入れて太らせて、もっと利用しやすいようにするというのを、町の施策として本当にやっていくべきではないかなと思います。そこが町長とちょっと意見は違うんですけども、その辺についてはどのようにお考えか、ちょっと伺っておきたいと思います。

ドア・ツー・ドアとして導入されています。そして、評価するのは先ほど言っているように評価は本当にしています。引下げは先ほどから考えていないという答弁だったんですけども、仮にですよ、仮に70歳以上の方を100円に引下げた場合、100円にした場合の現在の利用者数で考えたときの財政負担の額とか、それから200円にした場合の負担額とか、そういうのを試算とかされたことがあるのか。あくまでも300円で決めて今やっているの、そこから一歩も譲らないという考えなのか、その辺を私はぜひ、検討して、可能であれば下げていくという方向を考えるべきだと思います。

全世代が使うというところの中に、もう一つは、高齢者がやはり多く使われています。高齢者の方にお話を聞くと、最初は300円で高いと思わなかった、だけれども便利だから、何回か出るうちに、対応もすごくいいので、やっぱり利用する、だけれども、年金は下がって物価が上がって、手元のお金は増えていく予定は全くないので、そこで往復600円プラスまたはどこか寄ったらという900円かかってしまう。そうすると、やっぱり外出の機会を減らさざるを得ないということでした。私は高齢者だけではないですよ、高齢者がやっぱりもっとこう町に出ていろんな事業に参加して、それから買物だとか温泉だとかもゆっくり利用しながらすれば、コミュニケーションをどんどん図ったり、そういうことで、健康の増進、そういうことにもすごくつながると思います。ですからすごく大事なことだなと思っています。

また、シルバーパスとか敬老パスの導入ということも考えていないということでしたけれども、高齢者の社会参加ってやっぱりすごく大事だと思うんですよ。今まで何度か私も質問の中で言っているんですけども、今新しく人口が増えて移住されて来られる方がたくさんいますけれども、もともとは南幌町の礎を築いてきたその高齢者の方たちがしっかり税金を納めて町に貢献して来ています。そういう人方がやっぱり自分たちも町から大事にされていると思えるような施策の一つとしては、これは本当に有効な政策だと思いますので、ぜひ今後、そのサービスをもっと向上させるようなことを考えていただきたいなと思います。

あともう一つなんですけれども、予約の方法とか、その導入時にですね、予約の方法、それから相乗りを中心とするというようなこととか、盛り込まれました。そういう意味では今、どのようになっている

のか。現金とか、回数券にしたことで、そういうのも多いと思うんですけども、それが導入時の目標というかそういうのを達成されているのか、その辺をちょっと伺います。

あと、懇談会で、エコープなどでバスを待っているときに、特別待ち合いスペースがあるわけではないので、バスが来るのを今か今かと待って、フードというか、100円ショップの近くのところで皆さん待っておられます。暖かいときは外に出て椅子とかもないので、階段のところに腰かけたりして待っているのを見かけます。やっぱり不便だという声もあるので、その辺、せめてその辺はベンチを置くとか、何か対応とか考えるべきではないかなと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えか伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。町の施策として財政割合の割合を増やすべきでないかということでございますけども、やはり事業の自立性、または将来続けていかなければならないということを考えますと、やはり利用者に対しても応分の負担は求めるべきだと思いますし、その受益バランスが、私は大事であるというふうに考えてございます。

それと、今現在の利用者数でございますけども、開始当初は、1日当たり30.9人ございました。令和5年が1日当たりですね、43.7人、それで、今年については51.5人ということで、徐々に認知度も上がって、順調に推移しているのではないかなと思っております。その利用者の8割が70歳以上の高齢者でございます。

それと料金の関係でございますけども、以前も申し上げましたけども、当時300円。バス料金の設定でございますけども、路線バスの1区間が170円。巡回バス、当時の巡回バスが200円。タクシー初乗りが550円。それらの料金のバランスを踏まえて300円に設定したものでございまして、私は妥当であるというふうに考えてございます。なお、現在のバス料金でございますけども、3事業者入っておりますけども、170円から240円。タクシー料金は600円に値上がりをしてございます。それでこの事業の収支でございますけども、事業者への委託料、今1,583万1,000円です。燃料費、通信費、車両維持費のかかる経費が196万6,000円。配車システムの使用料が132万円。合計で1,911万7,000円が事業費の総額でございます。これに対しまして、利用料金が240万5,000円で、事業費の割合からしますと12.6%、国庫補助金が317万8,000円。事業収入の合計額が558万3,000円。この差引き1,353万4,000円が、事業費に対して71%ですけども、これが町負担という形になってございます。なお、いろいろ1日券とかシルバーパスとかというお話もございましたけども、昨年より回数券の発行、介添人の運賃割引、それとイベント時の運行など、サービスの拡充を図っているところでございます。

それとアンケート調査でございますけども、議員言われるように、安いが8%、ちょうど良いが70%の回答でございました。また今年

2月に実際に乗っている利用者に対しての調査、いわゆる乗り込み調査を実施しました。安いまたは普通が92%、高いが8%で、現行料金をほぼ肯定する回答をいただいているところでございます。さきの行政懇談会でも1件の質疑といいますか要望がございました。町内のカフェに行きたいんですけども、往復で600円かかるが安くならないでしょうかというようなお話でありましたけども、各交通機関の料金体系や事業収支などを話をしたところ、御理解をいただいたものと考えてございます。

それと、ドア・ツー・ドアで現在実施しております。本町含めて道内では4自治体で実施をしております。1回の運賃につきましては、1自治体が200円、本町を含めそれ以外の3自治体が300円以上の設定でございます。運用については、各町それぞれでございますけども、免許証の返納チケットや福祉ハイヤーとの併用、または回数券、介添人の運賃導入など、本町の運用は先進しているのではないかなと思っております。運賃300円を100円にできないのかということでございますけども、またはその試算はされたことがあるのかということでございますけども、これ人数を掛ければすぐ出るものですから、それについては、おおむねの数値については把握してございます。現在、先ほど言いましたようにバスやJR、タクシーなど各交通料金の値上げが続いております。また、近年の人件費上昇や諸物価の高騰を考えた場合、値上げというよりも、いかに現行の料金体系を維持した中でサービスを継続するかが重要ではないかなというように考えてございます。また、外出機会の確保でございますけども、現在、高齢者を中心に需要が伸びております。また、イベント時の運行や介添人の運賃割引などで外出機会の確保につながっているものと考えてございます。

それと、待ち合い、エコープなんかベンチを置いたらいいんじゃないかということでございますけども、これについては、今後検討させていただきたいというように考えてございます。以上です。

4番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。どこまでいっても、料金のこととか改善というところでは、なかなか町長と一致することができません。残念です、すごく。私は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての町民にやさしいまちづくりというのを町の柱に据えて行政運営をすべきだと考えます。そういうことがやっぱり盛り込まれる総合計画となるのを望んでいます。それで、今、財政のこといろいろあって、私は逆にですよ、町の財政措置をあげる一とにプラスするということは、多くの町民の利益に値すると思えます。ですから思い切った予算をつけるべきではないかなというふうに質問してきました。そこがなかなかみあいませんけれども、でもやっぱりこれからもやっぱり町民の皆さんからはいろんな意見が出されると思います。満足しているのは皆さん満足しているんですけども、やっぱり経済というのは毎日の生活ですから、そういう中で占める割合が大きくなればなるほど、やっぱり外に出たくても出られないという方が多く出てくると思います。そういう意味で、

議長
熊木議員
(再々質問)

ぜひ考えていくべきことだなと思っています。

ちょっと前後したんですけれども、将来的には、アンケートとかにもあったように、例えば土日の運行だとか、近隣の駅に結ぶこと考えてほしいというようなことも出されています。交通弱者を救い、今移住して来られた方たちも、将来も町を離れないでそのまま定住につながるというようにすることは、令和4年、5年に人口が増えて減って、今人口伸びています。だけれども、同じようなことがまた起きるのではないかという危惧は、役場職員の方も思っているでしょうし、私たちも、また町民も皆さん思っています。何を言いたいかというと、今、公共交通を減便されて、せっかく南幌町に移ってきて、高速バスに乗って札幌とか仕事に行く方が、これ以上減便されたり夜の待ち時間が長くなったりすると、せっかく定時で仕事終わっても、なかなかバスの待ち時間が多くて、そういうことだとやっぱり町にそのまま住み続けられないというような声もうぼつぼつと出ています。そのような声にやっぱりしっかり向き合っていないと、同じようなことになってしまうと思うので、その辺は町としても、きっと恐らく考えていらっしゃると思うんですけども、そこについてのお考えもちょっとあれば伺いたいと思います。

それから、もう一つです。はれっぱのことを出してちょっと恐縮ですけれども、はれっぱをつくるときのまちづくりのコンセプトとして、30年後も子どもの笑顔が輝くまちとうたっていました。私は、人口増加している今だからこそ、しっかり未来を見据えた方向を考えていくべきではないかなと思います。ちょっとかみ合わないところはあるんですけれども、是非とも、令和8年の予算及び町長の執行方針の中に町民の声を応えるというような内容の執行方針なり、それから予算になることを期待しています。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

ちょっと御質問の趣旨と私のお答えとちょっとかみ合うかどうかというような懸念もございますけれども、利用者にとっては安いほうがいいと思うのは当然だと思います。やはり先ほども申し上げましたけれども、利用者の方の応分の負担を考えますと、また、他市町村と全道的にも比較しましても、現行料金体系は妥当であると、また、アンケート調査から見ても妥当であるというように私は考えてございます。

それと、あいる一との運用につきましては、現在も細部の運用をしながら進めてございますけれども、これからも町民の声を聞きながら運用してまいりたいと思っております。

それと、外出機会の促進でございますけれども、現行の利用料金を下げて外出機会を確保するのではなくて、今の物価高、経済情勢、今後の事業性、受益者負担これらを踏まえながら、現行の料金を維持しながら需要拡大を図っていくということが私大事であるというふうに考えてございます。

あいる一との今課題といいますか、いろいろ言われましたけれども、私が思うには、相乗りの利用率が上がらないと。この利用率をいかにして上げていくのかというのが今後の課題ではないかなと思っております。

います。いずれにいたしましても、今後もアンケート調査なり、町民の声を広くお聞きしまして、要望にも耳を傾けまして、皆さんが、認めてもらえるような、あいる一との運行を目指してまいりたいというように考えています。

議長 以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西股 裕司議員。

西股議員 私のほうからは、本町財政状況から見た今後の行政運営はということで、町長にお聞きしたいと思います。

本町は、限られた財源の中で第6期南幌町総合計画の施策を進めていくため中期財政推計を作成し、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政基盤の安定化を図ってきています。

しかしながら、人件費や物価高騰による経常経費の増加や公共施設の大規模改修、道路、公園などの施設の維持改修にかかる経費は増加することが見込まれ、子育て支援や高齢者対策など、社会保障関係費が増加し、財政圧迫や財政硬直化の要因となり、持続可能な財政運営の課題となってきています。

このような財政運営の厳しさは今後も続くことが予想され、本町の財政運営では財源確保の取組が重要であると思ひ、次の3点について町長の考えを伺います。

1、人件費、扶助費、公債費、投資的経費の今後の見込みと財政運営に及ぼす影響は。

2、自主財源の確保の観点から、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度のさらなる推進の考えは。

3、公共施設等の大規模改修にあたっては、有利な補助制度や地方債の活用を検討されているのか。

以上です。

議長
町長

町長。

本町財政状況から見た今後の行政運営はの御質問にお答えします。

本町の現在の財政状況は、第3次行財政改革実行計画や行政評価システムに基づき、政策の基盤である財政の安定化を図り、限られた財源の効率的・効果的な活用による持続可能な行政運営を進めており、財政健全化法に定められている健全化判断比率については、早期健全化判断基準の比率を下回っていますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合である、将来負担比率については、道内の自治体と比較して高い水準にあります。

1点目の御質問ですが、人件費については、定員管理適正化計画に基づき、職員の適正な定員管理に取り組んでいますが、人事院勧告による国の給与改定の影響を受けるものと考えます。扶助費については、本町のみならず全国的な高齢化社会の進行などにより、社会保障関係費の増加が見込まれ、国や道からの負担はあるものの、町の財政負担は増加することが見込まれます。公債費については、令和6年度から令和10年度までの南幌町中期財政推計では、町債償還額は令和10年度まで増加しますが、その後、第3セクター改革推進債の償還終了に伴い、令和11年度以降については減少傾向となる見込みです。投

資的経費については、年々減少することを見込んでいますが、今後、公共施設、道路や橋梁などの長寿命化改修事業を計画的に進めていくこととしています。以上のことから、大幅な歳入増加が期待できない中、公債費や社会保障関係費などの増加、さらには、物価高騰などの影響により、厳しい財政運営が続くものと考えます。

2点目の御質問ですが、ふるさと納税については、新たな返礼品の開発を進めるとともに、寄附の多くは、インターネットを通じての申込みであることから、サイトの見直しを含め、中間事業者や生産者等と連携、協議し、寄附額の増加につながる取組を進めてまいります。また、企業版ふるさと納税については、多くの企業に応援いただけるよう、本町の地方創生の取組や寄附をいただいた企業とのパートナーシップ構築などの情報を発信し、本町への寄附につながるよう取り組んでまいります。

3点目の御質問については、公共施設等の大規模改修事業のほか、投資的経費などの各種事業においても、活用できる国や道などの補助制度や有利な地方債を洗い出し、実質負担額の軽減や平準化を図っています。

2番 西股 裕司議員。

議長
西股議員
(再質問)

再質問させていただきます。南幌町の創生総合戦略を見るとですね、人口のシミュレーションを見ていきますと、南幌町のシミュレーションの中の①でいくと、令和32年には7,500人というような形で見えているわけなんです。社人研の23年の予想では2035年で6,325人ということで、現行よりも若干減ってくるかなという感じにはなっているんですが、この中で、要は子どもの数が若干増えてくるのと、それとやはり高齢者が増えてくるという部分は否めないのかなというふうに思っております。南幌町のシミュレーションにおいても子どもの割合というのは15.8%、それと高齢者は34.73ということですので、ここらの部分というのはやはり、先ほどの部分でですね、出てくる社会保障費の増につながってくるのかなというふうに思っております。その中で、やはり財源をどういうふうにしていくのかというのは非常に難しいような形になるわけなんですけれども、それともう一つあわせて、公共施設の老朽化と投資的な経費ということで、先ほどの回答の中ではですね、ある程度一定のところまで終わる、9年から若干減るのかなというふうに思うんですが、来年が13億ぐらいの中期では見えています。

そのほかでですね、固定的にはやはり6億前後のお金、投資的な事業というのはあるのかなと。例えば、農業経営の高度化促進事業ですとか、公園の維持管理の関係ですとか、これらというのはやはり、道路の関係もあわせてなんです。恒常的にかかる経費なのかなというふうに見ているんですが、このほかに、新たなものが出てくるとこれもやはり大きな数字が出てくるかなというふうに思うので、そこらはやはり財源をどのように確保していくのかということと、効率のいいお金を見つけてほしいなと、補助金を見つけてほしいなというふうには見えております。ですから、まずその中で、収入の部分は、この1、2、

3の質問の中で、やはり2番目のふるさと応援寄附金、この中でですね、例えば、事業の中では子どもの活躍を支える、成長を見守る事業というのが、大体70%ぐらいが基金からの充当というふうに見ております。それと、高齢者の関係でも4,258万5,000円のうち、3,260ですから76%ぐらいは、こういうような一般財源からのでなくて、基金からの繰入れたというふうな形になっているわけなんです。これは基金がですね、減少した場合には、サービスの低下につながらないだろうかというように感じしております。ですから、やはりふるさと応援寄附金については、目標値が2億を目指していこうというふうな形になっている中で、今大体1億7,000から1億8,000の繰入れになっておりますので、この部分がやはりキープできるかできないかということにもなってくるだろうと思います。回答の中では新たなものを見つけていくということなんです。やはりリピーターですとか、そういうものをどんどん掘り起こしていかなきゃならないのと、企業版のふるさと応援寄附金、これらについてもやはり推進していかなきゃならないんじゃないだろうかなど。待っているんじゃないかとこちらから攻めていくというふうなこともこれから必要なかなというふうに思うんですが、その辺の考えをお願いしたいと思います。

3番目については、予想どおりの答えというか、それしかないだろうというふうに思っておりますので、全体含めた中でふるさと応援寄附金のお金がこれからのですね、サービスの低下をですね、いかにしないといけないのかということにつながってこようかなと思いますので、その辺の見解をひとつよろしくお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。財源の確保ということで、ふるさと納税または企業版ふるさと納税の確保でございますけれども、ふるさと納税につきましては、自主財源の確保はもとより、寄附を通じて本町を応援していただく、また、関心を持っていただく制度でございますので、返礼品の新規開発、これなかなか難しいですけども、これまたやっつけていかなければなりませんので、いろいろ掘り起こしをしてみたいなと思っております。また、多くがインターネットを通じての申込みになるものですから、そういうサイトの工夫といいますか見せ方といいますか、そういうものを研究していかなければならないのかなというように思っております。いずれにしましても、目標2億にしてございますので、今なかなか届いていないということで事業の広がり努めてまいりたいと思っておりますけれども、今、お米がなかなかこう、数値が上がっていかないわけでございますけれども、農協さんとも協議をしているわけなんですけれども、生産法人ですとか生産組合ですとか、それらの施設を持っている方々とも協議をしまして、実績が上がるように努めてまいりたいなと思っております。また、トウキビなんか今年については、暑さがあってなかなかちよつとこう、作柄がよくなかったということで、うちへのふるさと納税への出荷も落ちましたので、これについても、来年に期待をしたいなと思っております。

ございます。企業版ふるさと納税でございますけれども、これにつきましては、企業の社会活動と社会貢献活動と自治体の地方創生プロジェクトをマッチングさせて、地域課題の解消や活性化に努めるものでございます。本町では、はれっばの整備にあたりまして、地方創生の推進と企業版ふるさと納税の取組が認められまして、令和5年に大臣表彰をいただいた経過がございます。その時がピークだったわけでございますけれども、また、この取組、非常に議員先ほど言われたとおり、どうしても受け身がちでございますけれども、企業に対して広く情報発信をしまして、少しでも多くの応援団の確保につなげるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長
西股議員
(再々質問)

2番 西股 裕司議員。

再々質問をさせていただきます。今の感じなんですけれども、特産品新たなものをつくっていくという話なんです、それよりも、近隣ですね、南幌町よりも小さい規模のところ、かなりの寄附金を集めている自治体というのはあると思いますので、その辺の調査も十分していただきたいなというふうに思っております。これは答えはいいですので、そういうことをですね、念頭に入れてやっていただきたいなというふうに思います。

最後なんです、今年の6年度の9月ですね、6年度の決算監査の中で、監査委員の方から、やはり全ての事業において事業の成果を踏まえた必要性や優先順位を検討して、健全な財政を担保した中で、住民サービスが停滞しないようにというような総括の意見が出ているはずなんです。そこらを踏まえた中で、次の総合計画に向けてですね、どのようなものができるのかなというのが、また楽しみなんですけれども、そういうところですね、これから検討していただきたいなというふうに思っております。お答えよろしいですので、これで以上で終わらせていただきます。

議長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。
ここで、10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時44分)

(午前10時55分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、1番 湯本 要議員。

湯本議員

物価高騰対策としての支援について質問させていただきます。

お米を初めとする生活に欠かすことのできない食料品や生活必需品、公共料金など、物価の異常な高騰が町民の暮らしを直撃しています。

政府は11月21日に、物価高への対応を柱に、大型減税などを含む総合経済対策を閣議決定しました。柱の一つである重点支地方交付金の拡充は、物価高騰の影響を受ける生活者への支援を強化するため、自治体が自由に活用できる財源として拡充されました。この交付金は食料品の高騰対策や低所得者世帯支援、子育て支援など、地域の実情に応じた多様な支援が可能になります。同日付の全国の自治体に

送付された通知では、可能な限り年内での予算化に向けた検討を求める内容と報道されています。

本町での実施内容や開始時期について、現時点での考えを町長に伺います。

- 1、低所得世帯への給付の実施の考えはあるか。
 - 2、食料品の物価高騰に対応するお米券などの配布の考えは。
 - 3、交付金を活用した事業の開始時期は。
- 以上3点についてお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

物価高騰対策としての生活支援はの御質問にお答えいたします。

政府は、11月21日に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定し、重点支援地方交付金については、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するため、拡充される旨が盛り込まれ、各自治体への交付限度額については、国の補正予算の成立を待って正式に通知されることとなっています。

1点目の御質問ですが、低所得者世帯に限っての給付金の支給については考えていませんが、国から示された高校3年生までを対象に、1人当たり2万円を支給する、仮称、物価高対応子育て応援手当を予算化してまいります。

2点目の御質問については、食料品などの物価高騰に対する生活支援として、国が示す商品券の配布を考えています。なお、高齢者支援としての上乗せを検討してまいります。

3点目の御質問については、国からの通知があり次第、実施内容も含めて議会との協議を経て、速やかな予算計上により事業を実施してまいります。

議 長
湯本議員
(再質問)

1番 湯本 要議員。

質問に対してのお答えがありました。この物価高対策に対するですね、この事業に対する町の取組としては、1番目の問いについては物価高対応に対する子育て支援2万円の支給、これは私も賛成であります。

2点目の質問について、食料品の高騰に対する支援に国が示す商品券の配布と考えているということです。高齢者支援としての上乗せを検討ということなんで、これ非常に前向きな回答だというふうに思いますし、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

3点目からの実施時期については、今国のほうでまだですね、審議中ということもありますので、年内支給というのはなかなか難しいというふうに読み取れます。そこでですが、先ほども言いましたように、この支援事業交付金に対する自治体の自由度ってあるんですよ。決められるというところが大きな特徴になっていますが、特にこの事業においては、食料品の高騰対策、低所得者対策などを重点として行うということが書かれているわけだし、趣旨として述べられています。今ですね、この交付事業に対しては、マスコミ等でも大きく報道されて、各自治体の首長さんなどの見解などを述べられながら、支援を受ける国民としてはですね、町民としても、どういう形で自分たちに交

付されるのかなという期待も非常に高まっているというふうに思うんです。経済対策としてこれがいいのかどうかという議論はいろいろあるんですけども、しかし今、日常の生活を見れば、物価がどんどん上がって、米でいえばですね、50か月ずっと上がり続けているというこの物価高の中で、もう2倍、卵に至ってもですね約3倍、そして米は今も値上がりが続けていて、先週の発表によるとですね、これまでの史上最高高値を更新したということが言われています。全体的な食料品の高騰というのは、もう5割から6割高くなっているんじゃないかと、平均してですね、というぐらいに値上げに値上げが重ねられていて、100円、150円で買えていたものが200を超えるというような高い物価上昇率を示しています。野菜などについては時期によってはですね、白菜が3倍するですとかね、本当に庶民の生活のですね、一番肝心な生命を維持する食料品の高騰というのは、ここの期間収まる気配を見せていません。ですから、これに対する期待も非常に大きいというふうに思います。そこでやっぱりこの一時金ですから、全体的な物価対策というふうには僕もなってないなというふうに思っています。しかし、これ一時金出ているところで、今の厳しい生活状況を何とか支えていけるようなものにはなるというふうに思うんですよ。特に食料品の高騰が暮らしを直撃しているわけですから、低所得者、年金だって10万円以下の方が約30%ですよ。そういう人方は、今生活どういう形でいくかというですね、私が昔所属していた医療法人のアンケートなどもあるんですけども、3食のうちで昼に乾麺だとか安いものを食べるようにしていたと。けどそれも、引き続く高騰の中でできなくなって、今1日2食、そういう形になってくる。外に出るとお金がかかるので、うちからも外出を控えるというような中で、フレイル、要するに健康を維持するために必要な身体機能の低下、これが著しく落ちてきて、中には栄養失調、栄養不良による身体的な悪影響が出ているということが、率として高まってきているというようなことも報道されています。ですから、そういう人方が、今待ち望んでいるだろうというふうに思うんですね。そしてそこに有効に、やっぱりこれは使うべきだというふうに私は思います。町長も、高齢者支援として上乘せをするということなんですが、一つ気がかりなのは、国が示す商品券の配布を考えると、これお米券入りますか。お米券が入ると思って質問させていただいてよろしいですか。入らない。お米券は入らないということで安心はしました。なぜ安心するかというと今報道されているように、お米は非常に問題のある筋の悪い政策だというふうに私は思っています。一つは、お米券を発行する事業者は2社だけ。発行するたびに1枚25円の利益が加算される。券を売ることによって利益を得るわけですよ、米の事業者なのに米売らなくても、それを国が補償するという形になります。これはやっぱりよくないなと。そして、よく見てみますとね、8月、9月に米どうなのかということが話題になりました。もう本当に、国民の注目の中で、新しい令和7年産米が出てきて、高騰する米の中で米が下がるんじゃないかという期待を持ったんですが、実際は買取り価格の問題などもあってですね、米

の価格は高止まり。それでも流通する米の量が多いので、少しずつ何十円ずつかは減額を通じて来たんですが、自民党のですね、高市さんが首相になったわけですけど、この選挙選などを通じて、米の下がり幅が止まったんです。高市政権ができたあと、この政策の前から米が徐々に上がってきて、今現在一番高いと言われるような状況になってきています。これ政治の話をしているのではなくて、米が、有識者によると、余っていて、来年の6月以降は大暴落が起きるんじゃないかというようなことを、専門家も8月の時点から言われていたんです。なのに、米価格は下がらないで逆に上がる。それはお米券などのこうした国の政策が影響しているというふうに思うんですね。それが物価高を支援して、今、物価を下げたいと言っていたのに、結局その物価高を応援するように、逆のことになってしまうというようなことから、この制度のですね、自治体がどういう形で応援するのかというのは、やっぱり多くの国民の注目のまとなっているんだというふうに思うんです。したがって、一部の大阪の市長さんや東京23区の江戸川区などではですね、やっぱりそういうことも考慮しながら、自分たち独自にですね、配当しています。私は低所得者世帯で食料品高騰に対する対応ということを口頭で考えるのであれば、やっぱり現金給付が一番望ましいというふうに思うんです。商品券などをもらってですね、手数料や経費のかかるようなものを配って、そして、このお米券でいうとですね、500円のものが440円の価値しかない、60円は出されてしまう、その1枚1枚に25円の利益がかかっていると。こういうようなものではなくて、商品券や中での手数料は大体3%から5%かかるんですね。やっぱり自治体のやり方としては、どのぐらいの経費がかかるかどうか分かりませんが、支給される側としてはね、やっぱり自分の生活に応じて必要なものを買いたい。1万円支給されるなら、その1万円は自分の判断でしたいという気持ちがあるんだと思います。したら現金給付が一番いいんだというふうに思うんです。ぜひですね、低所得者の生活実態に合わせて、現金給付ということを検討していただきたいというふうにも思います。そのためにはですね、やっぱり住民税非課税世帯とか、基準が必要だというふうに思うんですが、そうした基準の中でですね、手厚く今講じるものが必要なんではないかというふうに思うんです。本当に月収10万円、15万円以内のですね、生活の困窮状態、今先ほど述べましたけども、非常に厳しい状況にある。年の瀬を迎え、正月を迎えるにあたって、町ができるだけそういうところに手厚い政策を打てるようお願いをしたいというふうに思います。改めてですね、この商品券については、お米は入るのかどうか、お答えをいただきたいということと、現金給付ということを検討することができるかどうか。それについての御回答をお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。

湯本議員御承知と思いますが、国の推奨事業には生活支援と事業者支援がございまして、今回生活支援のお話ではないかなと思って

おります。生活支援のメニューには5つございまして、一つには食料品の物価高騰に対する特別加算、それと2つ目には物価高騰に伴う低所得者世帯、高齢者世帯の支援、3つには、物価高騰に伴う子育て世帯支援、4つには、消費者団体等を通じた生活者支援、5つには、省エネ家電等への買い換え促進による生活支援の5メニューがあります。この中で、市町村が自由度を持ってやりなさいというのが今回の本筋でございます。それで補正予算の状況でございますけれども、11月28日に補正予算が閣議決定されまして、御承知のとおり昨日国会に提出されました。年内に補正予算の成立が見込まれておりまして、その後、市町村に交付決定される見込みでございます。町としては年内の予算化を目指してまいりたいというように進めているところでございます。

それと、実施内容につきまして、低所得者世帯の関係でございますけれども、物価高騰を受けている全町民に対しての緩和措置を検討しておりまして、低所得者世帯を限定とした給付金の支給は、今現在は考えてございません。

なお、今回町の単独事業としまして、あったか灯油事業を補正予算に計上しております。これは住民税非課税世帯の高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象に、1世帯1万3,000円の助成を予定するものでございます。いわゆる、低所得者対策でございます。

それと、お米券のお話がございましたけれども、お米券は、やはり用途が限定されまして、また本町の場合、稲作農家の方が多いことから、お米券ではなくて、食料品なども含めた物価高騰に対する支援として、消費用途が広い商品券の配布を予定しておりまして、これにより、町内の消費喚起にもつなげたいというように考えてございます。

実施内容や事業費については、国からの決定があり次第、議会と協議を経て進めさせていただくように考えてございます。いわゆる商品券でありますと、現金給付と同じような自由度があるのかなと私は考えてございます。また、今、水道料金も問題となっております。水道料金につきましては、本町の場合、水道料金の一部を一律して減免する場合、長幌上水道企業団の賦課システムをさわる必要がありますことから、長沼、南幌、両町の足並みをそろえる必要があります。これにつきまして、今実施に向けて現在長沼町と協議をしているところでございます。私からは以上でございます。

1番 湯本 要議員。

今、商品券の中にお米券を含まないということでありました。高齢者支援として町の支援を上乗せを検討しているということですが、この規模は大体どのぐらい考えているのかお願いしたい。

それから先ほど水道料金の話も出てきました。水道料金が25%以上の値上げというのは来年度予定されておりますので、これに対する対策として、ほかの自治体でも実行しようとしておりますけれども、有効かなというふうに思っています。いずれにしても、町のほうとしては、国の事業に対応してですね、今高齢者支援としての上乗せも検討しながら対応しているということですので、力強い支援として受け止

議 長
湯本議員
(再々質問)

めていきたいと思ひます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

湯本議員の再々質問にお答えをいたします。

現状、今交付額が国から示されてないものですから、明確な事業規模、事業費の規模は申し上げにくいんですけども、商品券につきましては、1万円程度を予定したいなと思っております。

それと、高齢者への上乗せでございますけども、水道料金の兼ね合いもございまして、水道料金を実施できるのかできないのか、いずれにしても、高齢者の上乗せはしたいと思っておりますけども、その規模につきましては、水道料金等の兼ね合いもありますので、今幾らというのはちょっとなかなか申し上げにくいんですけども、いずれにいたしましても、近日中には、国から通知が示されると思っておりますので、事業内容、規模等については、議会のほうと相談をさせていただきたいと思ひます。

議 長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第59号 功労表彰についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第59号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。

渡邊 信光氏は、消防団員として43年間、国民健康保険運営協議会委員として22年間在職され、地方自治の発展に多大な功績がございまして。

西浦 千恵子氏は、保護司として26年間在職され、地方自治の発展に多大な功績がございまして。

以上、2名の方々を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。

功労表彰について、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第59号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程6 議案第60号及び日程7 議案第61号の2議案につきまして、関連がございまして一括提案をいたします。

●日程6 議案第60号 令和7年度南幌町一般会計補正予算(第4号)

●日程7 議案第61号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正

予算（第2号）

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第60号及び議案第61号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第60号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、あつたか灯油支給事業費の追加、介護保険特別会計繰出金の追加、障がい児支援給付費の追加、児童手当支給経費の追加、保育所等運営補助事業費の追加、準工業用地等整備工事費の減額、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の精査、財政調整基金並びにふるさと応援基金繰入金の追加、地方債の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,875万円とするものです。

次に、議案第61号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、施設介護サービス給付費の追加、歳入では、支払基金交付金、道支出金並びに一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,018万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,515万1,000円とするものです。

議案第60号につきましては副町長が、議案第61号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第60号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。予算書12ページをごらんください。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額686万2,000円の追加です。社会福祉総務経費で、灯油価格高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象として、1世帯あたり1万3,000円を助成する、あつたか灯油支給事業に係る経費を追加するものです。対象世帯は510世帯を見込み、12月30日に初回の支給を行う予定です。

3目高齢者福祉費、補正額1,127万円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額1,487万8,000円の追加です。児童福祉総務経費で、子ども・子育て会議委員報酬及び費用弁償を追加するものです。次ページにかけて、乳幼児等医療費助成事業で、対象人数並びに受診件数の増加により、扶助費を追加するものです。障がい児支援給付事業で、対象者の増加により、障がい児支援給付費支払事務手数料及び扶助費を追加するものです。

2目児童措置費、補正額719万1,000円の追加です。児童手当支給経費で、対象児童者数の増加に伴い、追加するものです。

3目保育所費、補正額6,714万円の追加です。保育所等運営補助事業で、認定こども園の利用者並びに町外私立幼稚園、保育所等の広域入所者数の増加による保育施設等給付費の追加です。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額28万4,000円の追加です。母子保健事業で、産後ケア事業及び伴走型相談事業などの事業費確定による過年度返還金の追加です。

2目予防費、補正額18万9,000円の追加です。成人保健事業で、がん検診などの事業費確定による過年度返還金の追加、感染症予防事業で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などの事業費確定による過年度返還金の追加です。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額171万4,000円の追加です。食育活動推進事業で、支給対象者の増加並びに米価高騰に伴い、子育て支援米支給に係る委託料を追加するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額154万円の追加です。町道除排雪事業で、除雪機械の修繕料の追加です。

次に、3項1目都市計画総務費、補正額1億270万7,000円の減額です。都市計画調整事業で、準工業用地等整備工事入札執行残を精査するものです。次ページにまいります。

4項1目住宅管理費、補正額175万7,000円の追加です。町公営住宅管理事業で、夕張太公営住宅並びに子育て支援住宅修繕料の追加、道公営住宅受託管理事業で、給湯器並びに電気温水器の更新費用を追加するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額5万8,000円の追加です。外国語指導助手招致事業で、任用開始時期の変更による報酬の追加です。

次に、4目教育財産管理費、補正額27万円の追加です。通学バス運営事業で、スクールバス修繕料を追加するものです。

次に、2項1目学校管理費、補正額456万1,000円の追加です。校舎管理事業で、次ページにかけまして、小学校トイレ洗浄システム修繕及び児童数の増加による机、椅子不足分の購入費を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをごらんください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額4,391万8,000円の追加です。6節障がい児施設措置費国庫負担金で、障がい児支援給付事業に対する負担金、7節児童手当国庫負担金で、児童手当支給に対する負担金、8節児童福祉費国庫負担金で、認定こども園並びに町外私立幼稚園、保育所等に係る給付費負担金の追加です。

次に、2項2目民生費国庫補助金、補正額2,049万6,000円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金で、認定こども園施設整備事業の補助金です。

4目土木費国庫補助金、補正額1億6,975万2,000円の減額です。1節道路橋梁費国庫補助金で、準工業用地等整備事業に係る社

会資本整備総合交付金です。

次に、16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額2,050万円の追加です。8節障がい児施設措置費道負担金で、障がい児支援給付事業に係る負担金です。次ページにまいります。9節児童手当道負担金、児童手当支給に対する負担金です。10節児童福祉費道負担金で、認定こども園並びに町外私立幼稚園、保育所等に係る給付費負担金です。

2目土木費道負担金、補正額75万7,000円の追加です。1節住宅管理費道負担金で、道公営住宅修繕に係る負担金です。

次に、2項2目民生費道補助金、補正額110万円の追加です。6節児童福祉費道補助金で、乳幼児等医療費助成事業に係る補助金、7節社会福祉総務費道補助金で、あったか灯油支給事業に係る補助金です。

次に、17款財産収入2項2目物品売払収入、補正額1万5,000円の追加です。1節物品売払収入で、公用車の入れ替えに伴い、車両1台を入札により売却したものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,409万円の追加、3目地域福祉振興基金繰入金、補正額431万7,000円の減額、5目ふるさと応援基金繰入金、補正額260万円の追加です。それぞれ財源調整を行うものです。

次に、22款町債1項1目民生費、補正額1,640万円の減額です。事業費の確定により精査するものです。

4目土木費、補正額6,200万円の追加です。事業費確定により充当財源を変更するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,500万7,000円を追加し、補正後の総額を78億9,875万円とするものです。

次に、地方債補正の説明を行います。予算書5ページをごらんください。

第2表地方債補正、変更です。認定こども園施設整備事業及び準工業用地等整備事業について、事業費の確定により限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは、議案第61号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項3目施設介護サービス給付費、補正額9,015万9,000円の追加です。施設利用者の増加によるサービス給付費増額に伴う追加です。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額2万3,000円の追加です。財源調整に伴う増額補正を行うものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額2,434

議 長
保健福祉課長

万2,000円の追加です。現年度分介護給付費交付金2,434万2,000円の増額です。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額1,577万7,000円の追加です。現年度分介護給付費負担金1,577万7,000円の増額です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額1,127万の追加です。現年度分介護給付費繰入金1,127万の増額です。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額3,879万3,000円の追加です。財源調整に伴う増額補正を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ9,018万2,000円を追加し、補正後の総額を9億8,515万1,000円にするものです。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第60号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

星議員

3番 星 真希議員。

議案60号の9ページの歳入の部分について、ちょっとお伺いしたいんですけども、15款の2項国庫補助金の中の土木費国庫補助金ですね、社会資本整備総合交付金なんですけれども、こちら当初補正前の額では2億6,300万円ほど上がっているんですけども、補正額で、1億6,900万円ほど減額ということなんですけど、この減額になった理由はなぜなのか伺いたいです。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

ただいまの御質問なんですけれども、補助金のほうにつきましては、当初、国の交付金ということで、50%の割当てということで試算をさせていただいたところでございます。これにつきましては、事業の部分の調整を北海道庁のほうで行っておりまして、北海道でこの事業に属するものについて交付金の決定額が来たんですけども、その時点で約13%ぐらいに落ちたということになりました。これはうちだけが落ちているわけではなくて、全道的にそういった交付金の要望がかなり北海道に多いということになりますので、国のこういった補助制度につきましては、基本は50ということで申請をさせていただいておりますが、交付決定につきましては、道庁のほうで、全道に要は縮小して渡しているということでございますので、その部分が出ているということがまず1点でございます。

もう1点につきましては、先ほど工事の入札減というところで、1億程度工事が落ちたということになりますので、その分に伴う減額分も、当然、見込んでいるものは50みえていますから、5,000万程度みたということになります。

いずれにしましても、国の交付金なものですから、あくまでも道庁のところの枠配分の中で、こういった決定をされたものというふうに考えております。今残りの分につきましては起債のほうで、現在補正を出させていただいておりますので、そういった財源手当てで、させ

いただくということに考えております。以上です。

議長
星議員

3番 星 真希議員。

今の説明で、道のほうで、補助額が13%ぐらいだったということで理解はできました。それで起債を6,700万程度起債をかけて、また、これから工事を進めていこうということなんですが、工事の状況についてなんですけれども、その辺について何か現時点で影響、このお金の実際の現状と、今の工事の現状等で何かこう、不具合というか、順調に工事が進んでいるか、順調にいつているのかということを確認させてください。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

今の質問にお答えいたします。まず、工事の関係につきましては、年度当初から設定した工事内容、落札させていただいた工事内容で、今12月19日をもって終了するという事で順調に行われております。これで、準工業用地の整備につきましては、2か年目ということになります。3か年目、来年度で終わるわけなんですけれども、来年度は、道路の縁石と舗装というところの工事のみを5月頃からスタートさせていただいて、9月末までには終わるような工事工程でいきます。これ、補助金の部分については、あくまでも工事の内数というところがございますので、工事には支障はないんですけれども、当然、町の負担、その辺については、当初計画したものと若干変更が出てくるということがございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、議案ごとに行います。

議案第60号 令和7年度南幌町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第61号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

●日程 8 議案第 6 2 号 令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 6 2 号 令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出では、国保業務システム改修費の追加、基金積立金の追加、過年度分保険給付費等交付金償還金の追加、歳入では、システム改修に係る国庫支出金の追加、基金繰入金の減額、令和 6 年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 8 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9, 3 5 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第 6 2 号 令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

初めに、歳出の説明をいたします。9 ページをごらんください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、補正額 4 9 5 万円の追加です。子ども・子育て支援金制度創設に伴い、円滑な施行に向けたシステム改修に要する経費として、1 2 節委託料で、国保業務システム改修費を追加するものです。

次に、5 款基金積立金 1 項 1 目基金積立金、補正額 1, 2 4 4 万 3, 0 0 0 円の追加です。令和 6 年度決算において繰越金が確定したため、財源調整後の余剰金を国民健康保険事業特別会計基金に積み立てるものです。これにより、令和 6 年度末基金残高は、1 億 1, 9 1 5 万 8, 0 0 0 円となる見込みです。

次に、7 款諸支出金 1 項 2 目保険給付費等交付金償還金、補正額 5 0 万 1, 0 0 0 円の追加です。令和 6 年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還金として追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。

3 款国庫支出金 1 項 4 目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額 4 9 5 万円の追加です。歳出補正予算の国保業務システム改修等に係る国庫支出金を追加するものです。

次に、5 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金、補正額 2 万 4, 0 0 0 円の追加です。基金積立金利子の増額による追加です。

次に、6 款繰入金 2 項 1 目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額 5 8 3 万 3, 0 0 0 円の減額です。令和 6 年度繰越金の確定に伴う財源調整のための減額です。次ページへまいります。

7 款繰越金 1 項 1 目繰越金、補正額 1, 8 7 5 万 3, 0 0 0 円の追加です。令和 6 年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ 1, 7 8 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 9 億 9, 3 5 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。議案第62号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

町長 ●日程9 議案第63号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第63号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、薬品代の追加、手数料及び賃借料の追加、企業債償還元金の減額が主な理由です。
その結果、収益的支出では、既定予算に778万2,000円を追加し、8億500万6,000円とするものです。
資本的支出では、既定予算から15万7,000円を減額し、7,659万2,000円とするものです。
詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 病院事務長 内容の説明を求めます。病院事務長。
議案第63号 令和7年度病院事業会計補正予算(第2号)を説明いたします。
初めに、3ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、支出です。
1款病院事業費用1項2目材料費、300万円の追加です。1節薬品費で、小児ワクチンの接種枠拡大に伴う接種者の増でワクチン代の増加によるものです。
同じく1項3目経費、475万4,000円の追加です。18節手数料で、産業廃棄物処理240万円の追加です。褥瘡、いわゆる床ずれがある入院患者が増えたことで紙おむつの処理量が増加したことなどによるものでございます。19節賃借料で、235万4,000円の追加です。経費節減のため、入院患者用のマットとナースステーションにありますセントラルモニターを購入からリースに切り替えたこと、また、訪問診療の患者増による医療機器レンタル料の増、8月から予防接種のウェブ予約システムを導入しましたが、より利便性を高めるためのオプション追加に伴う増によるものでございます。
1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息で2万8,000円の追加です。企業債償還利息確定によるものでございま

す。4ページをごらんください。資本的収入及び支出のうち、支出です。

1款2項1目企業債償還金、1節企業債償還元金で15万7,000円の減額です。企業債償還元金の確定によるものです。1ページにお戻り願います。

第2条です。病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用778万2,000円を追加し、補正後の総額を8億500万6,000円にするものでございます。

次に、第3条です。病院事業会計予算第4条本文括弧書き中、1,394万2,000円を1,378万5,000円に改め、資本的支出の予定額につきまして、15万7,000円減額し、補正後の総額を7,659万2,000円にするものでございます。

以上で、議案第63号 令和7年度病院事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第63号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第64号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第64号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、後期高齢者システム改修費の追加、歳入では、システム改修に係る国庫支出金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,534万1,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第64号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。予算書8ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額220万円の追加です。子

ども・子育て支援金制度創設に伴い、円滑な施行に向けたシステム改修に要する経費として、12節委託料で後期高齢者システム改修費を追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。予算書7ページをごらんください。

6款国庫支出金1項2目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額220万円の追加です。歳出補正予算の後期高齢者システム改修等に係る国庫支出金を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、補正後の総額を1億4,534万1,000円とするものです。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第64号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第65号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第65号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、過年度下水道使用料還付金の追加、歳入では、消費税過年度還付金の追加が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算に1万7,000円を追加し、3億1,509万3,000円とし、収益的支出では、既定予算に9,000円を追加し、3億4,862万4,000円とするものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第65号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)を説明いたします。初めに、3ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益3項1目過年度損益修正益、1万7,000円の追加です。令和6年度消費税確定に伴う還付金の追加です。

続いて、収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款下水道事業費用3項1目過年度損益修正損、9,000円の追加です。令和6年度下水道使用料還付金で、下水道使用料の減免に伴う

還付金を追加するものです。1ページにお戻りください。

第2条、下水道事業会計予算第3条で定めた下水道事業収益の総額を3億1,509万3,000円に、下水道事業費用の総額を3億4,862万4,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第65号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

場内時計で13時15分まで休憩をいたします。

(午前11時54分)

(午後13時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

●日程12 議案第66号 工事請負契約の変更について(温泉周辺整備工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第66号 工事請負契約の変更につきましては、温泉周辺整備工事の設計変更に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第66号 工事請負契約の変更について御説明いたします。1 契約の目的、温泉周辺整備工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前3億5,750万円、内消費税及び地方消費税の額3,250万円。変更後3億7,411万円、内消費税及び地方消費税の額3,401万円。

本件につきましては、7月22日付で契約を締結し、2月末を工期としてキャンプ場の造成と既存駐車場の改修を進めていましたが、駐車場の高さを調整する必要が生じたため、舗装厚を変更する設計変更を行い、契約金額の変更をするものです。

なお、契約変更に伴い1,661万円の追加費用が生じますが、現行予算の中で執行いたします。4 契約の相手方、勝井・南幌土建特定建設工事共同企業体。代表者、岩見沢市岡山町12番53、勝井建設工業株式会社 代表取締役社長 酒井 隆一。構成員、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建 代表取締役 峰尾 義明。参考と

いたしまして、工期は契約締結日より令和8年2月27日までとしています。

議長 以上で、議案第66号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第66号 工事請負契約の変更について(温泉周辺整備工事)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第67号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第67号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

議長 総務課長 詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。
それでは、議案第67号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラなどの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本条例について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配付しております議案第67号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分でございます。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る規定で、1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に引き上げるものです。

次に、次ページにかけまして、第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る規定で、1枚当たりの作成単価に係る金額541円31銭を586円88銭に引き上げるものです。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

議長 以上で、議案第67号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第67号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第68号 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第68号 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第68号 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。まずは、概要を説明させていただきます。

乳児等通園支援事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的に、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されました。通称、こども誰でも通園制度と言われるもので、児童福祉法では乳児等通園支援事業として規定され、令和8年度から全自治体で実施することとなっています。

なお、児童福祉法におきまして、市町村は内閣府が定める基準に準じまして、本事業の設備及び運営についての基準を条例で定めるものとされています。

それでは、議案第68号をごらんください。まずは、第1章総則を説明いたします。

第1条趣旨は、児童福祉法の規定に基づきまして、本事業の設備及び運営の基準に関する必要な事項を定めるとしてあります。

第2条定義は、使用する用語は、内閣府令において使用する用語を用い、第3条から第5条は、最低基準の目的と向上について定めており、職員の資質や本事業を行う事業者は設備及び運営において向上させなければならないことを定めています。

第6条から第20条までは、本事業を行う事業者の一般原則、安全

計画の策定、職員の要件、虐待等の禁止、衛生管理、秘密保持、苦情の対応などを定めているもので、認可保育所及び認定こども園等で定めている基準と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、第2章の第1節通則、第21条では、乳児等通園支援事業の区分を定めており、一般型と余裕活用型の区分があり、余裕活用型乳児等通園支援事業は、利用定員数に対して利用児童数が少ない事業所で行う場合となっております、それ以外は一般型乳児等通園支援事業となります。このことから、本町の保育所、認定こども園で実施する場合は、いずれも利用定員数より利用児童数が多いことから、一般型になる見込みです。

第2節第22条では、一般型乳児等通園支援事業の設備基準を定めており、こちらの基準においても認可保育所及び認定こども園等で定めている基準と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

第23条は、職員について定めており、従事する保育士等は、乳児等通園支援職員の研修を修了すること、従事する人数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上から3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上を保育士とし、一つの事業所に対し、2人を下ることはできないとしています。

ただし、本事業と保育所や認定こども園とが一体的に運営され、従事者が保育士の場合は本事業を利用している人数が3人以下で、保育所等を利用し当該保育士の支援ができる場合は、専ら従事する職員を1人とすることができると定めています。

第24条では、乳児等通園支援の内容で、本事業の特性に留意し利用する乳幼児とその保護者の心身の状況に応じて提供をすることとし、第25条では、保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解と協力を得るよう努めることとしています。

続きまして、第3節第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員基準を定めており、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等の条例に定めている基準と同基準となります。

最後に第3章では、雑則第28条、記録等は書面に代えて電磁的記録により行うことができるとしています。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 星 真希議員。

星 議員

今説明受けまして、南幌町では一般型と余裕活用型があるということだったんですが、南幌町では、一般型のほうで運営していくということで理解しましたが、現状、やっぱりきつきつの状態だと思えます、保育園状況ですね。これ、国の方針で4月から行うことになると思うのですが、事業所における現在の園児に、新たに園児が加わるということで私はそう理解しているんですけども、そうなると、やはり保

育士の人数ですね、この辺の確保が今できている状態なのかどうかということと、あとは施設の規模ですね、事業所の規模とかそのような環境から、乳児というか児童の受け入れが可能なのか、その辺伺いたいです。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

星議員の質問にお答えします。まず、保育士の確保についてなんですけれども、こちらにつきましては、南幌町の保育所、あと認定こども園に4月の当初から打診はしております。ただ、まだ条例ができている段階でもございませんし、あと公定価格、あと保育所を確保するための補助金等も、まだ国のほうで示されていないことから、正式なお返事はいただいているところですが、保育士が必要になるということは伝えてございます。

また、場所の確保、あと乳児の受け入れにつきましても、こちらについても、最低限の状況で受け入れを考えていますが、まだそちらの返事についても、まだ正式にはいただけていない状況です。ただ、これは全国的に待機児童がいるからといって受け入れができないとかそういうことにはなってございませんで、南幌町が特別に4月からできないということにはならないということで国のほうからも定めておりますので、受け入れができるように、こちらからも保育所、認定こども園のほうに伝えていくつもりでございます。以上です。

議長
星議員

3番 星 真希議員。

まだ国のほうの状況がおりてきてないということで、これからということになると思うんですけれども、今の御説明の中で、やはり保育士がいなくて今日はできません、いるので今日はやりますとかそういうことにはならないのかなというような思いではあります。それでやはり、保育士の確保というのは必須になってくるのかなと思うんですけれども、やはり民間事業者が行うと思うんですが、この保育士確保についてですが、この確保に向けて、町は協力する体制でいるのかどうかということをお聞きさせていただきたいのと、あとは、預かり保育とはまた別の通園が目的になってくると思います。預かりは保護者様の都合でお子様は一時預かるという支援のような制度になると思うんですけれど、こちら子どもが通園できる、通園の環境を整えるということで、いつどこでどのようなお子様を預かるかというところが、今これまではない取組になってくると思うんですが、その受け入れをする体制の構築というか、運営体制といいますか、そのような環境整備についても、今現状どのような感じでのいるのかは、できるところまででいいんですが教えていただきたいです。保育士の確保の協力と、2つお願いします。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

御質問にお答えいたします。まず、保育士の確保なんですけれども、従前、保育士の確保で、就労支援等補助金のほうも活用していただくことも可能ですし、あと、まだ返事はいただけていないので、すぐできるというふうにはならないんですけれども、何度か保育所、認定こども園のほうにはお伝えしております、ただ、認定こども園につきま

しては、場所の問題だったりお部屋の問題だったり、いろんな難しいかなと思っているんですが、保育所に関しては、2階に子育て支援センターが併設されて、そちらには余裕のお部屋があるということで、そちらのほうを考えている見込みです。そちらについては、いちい保育園とも、こういうふうにはできないだろうかということで協議中でございますので、正式に補助金とか公定価格とか、あと保育士の確保ができるだけのお金がかかるかどうかについても協議しながら取り進めていくところです。また、あと3か月ほどございますが、そちらについては協議を進めていって、最低限受け入れができるようにしたいと思っております。補足なんですけれども、この通園制度なんですけど、1人の乳幼児に対しまして、月に10時間以内ということで公定価格が整備される予定でございます。ですので、1人当たりそれほど時間が取られるものではございませんので、そこら辺のほうも、重々保育所のほうにもお伝えしまして、受け入れ可能の状況をつくれるように、私たちが協力していきたいと思っております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今、星議員が質問したのでちょっとかぶらないように質問したいと思います。

国が子ども・子育て支援法の一部を改正する法律というのをつくって始まることなんですけども、今課長の答弁にもありましたように、やっぱりまだ法整備というか、その詳しいところがなかなか具体的にというか、なっていないのかなと思うんですよね。それで南幌町の場合、いちい保育園と認定こども園と2つあるんですけども、それ以外で民間で参入するということがあるのかどうか、その辺想定しているのかどうか一つ伺いたいのと、それから、こども誰でも通園制度ということで、生後6か月から3歳までということで、やっぱり現場という働く保育士さんとかその園を運営していく段階では、かなり大変になってくるだろうなということは予想されると思えます。

それから、南幌町でも待機児童の関係で、やっぱり0歳、1歳というのは、なかなか人数の制限があるので、いつでも受け入れられるという状況ではありませんよね。そういう中で、新たに6か月からというふうになると、すごく現場が混乱というか、困難になるんじゃないかなって思うんですけども、その辺はどういうような対応していくのかなということを伺いたいのと、この制度を今、国のほうから示されたときに、この今条例をということなんですけど、どれぐらいの国からは説明というかそういうのがあって、担当、保健福祉課の中ではそれは何時間もかけてきつとかみ砕いてやっていかれたと思うんですけども、その辺で、これを施行するにあたっての予想、困難というかそういうことを現場の中ではみんながこの辺はどうかという、そういうような、話し合いとか十分されてきたのかどうか、それを伺います。

あと、保育所の確保について、今、星議員のほうも質問しましたけれども、今現在十分保育士が充当されているのか。あと、以前、総務委員会の中でも調査とかしたときに、新しく引っ越してこられた方とかに

保育士の免許とか持っていますかということをお聞きして、登録するというか、そういうようなことを地道に努力されているというのは知っているんですけども、今そういうような人が次々と逆に保育士の資格を持っている人が待機しているような状況にあるのかどうか、それを伺います。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の質問にお答えいたします。まず一つ目なんですけど、町外のほかの事業所の受け入れを考えているかということなんですけども、こちらについては、南幌町の保育所、認定こども園を想定しております。ほかのところについては今のところ考えてございません。

2番目に、現場のほうが、事業に対しまして大変な状況になるのではないかとということで、どのようなことを考えているかということだったんですけども、こちらのほうはですね、人数の受け入れは、その保育所あるいは認定こども園のほうで受け入れの制限ができる状況でございます。今考えているのは本当に2、3人程度の受け入れが可能となるのではないかとという想定のもと、話し合いを進めている状況です。

また、3番目の国の制度なんですけども、国のほうは、昨年度からモデル事業などをしておりまして、その情報とかの通知とか、あるいはオンラインで説明とかございまして、担当職員はもとより、保健福祉課内で随時共有して話し合いはしてきました。ただ、問題となるのは、やはりお金目のことが全然今の段階ではどれぐらい出るのか、補助金がどのようなふうに入ってくるのか、そこがまだはっきりしている状況ではございません。そこが決まりましたら、正式に保育士がどれぐらい確保できるのかということと、あるいは既存の保育士で少し賄える状況になるのかということの具体的なところが、今詰められない状況でございます。国のほうでは、12月末、1月末ぐらいには出るということで予定ではなっておりますが、そこについてはまだはっきりした状況にはございません。

あと、保育士の数は足りているのかということで、こちらについては、現在の保育所、あと認定こども園の保育士の数は足りているのかということの御質問かと思いますが、こちらは基準にのっとってございまして、保育士の数は足りてございます。

そして最後なんですけども、保育士バンクのことだとは思いますが、保育士免許を持っていて登録があるのかということなんですけども、先日1件、保育士の免許を持っていて、町内でないかということでお問い合わせがありましたので、そこについては1人いるということになってございます。まだまだ保育士の数は少ない状況で、少ない状況というか、いっぱいいるわけではございませんで、町の事業も含めまして、保育士の確保はいろんな情報を集めまして、登録あるいは情報収集をしている状況でございます。以上です。

議長
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

ちょっと2点伺いたいんですけども、これ読んだ中では、なかなかちょっとイメージがわからないんですけども、今まではというか、

今までの普通の保育園とか認定こども園の中でも、0歳児クラスとか2歳児クラスとか、クラスでいろいろ行事とかいろいろ運営していますよね。それで、そういう中に、こども誰でも通園制度という形でそこに入って行くのか、全く別に、2つの、今で言うといちい保育園と認定こども園のところで、受け入れる人数は決められるということで、それを受け入れた人数の通園してきた子どもたちは、そこだけでクラスみたいな形になるのか、それでそこに保育士が配置されるのか。それが1点と、あと、料金体系のこととかもまだ分からないということだったんですけれども、利用料というのが発生するのか、全くないのか、例えば、無料でこれがやれるということになると、やはり申込みというか、受けたいという人が、1人につき10時間といえども、やっぱりすごく殺到するんじゃないかなと思うんですよね。そういうときに、園のほうでの受け入れを増やすというか増やさなければならぬとか、そういうようなことになったときに、町としてはこの条例もあるので、どのような対応を、まだちょっとわかんないことですが、多分そういういろんなことが起きてくると思うんですよね。それについて、もし今お答えできることがあればお願いします。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の御質問にお答えします。先ほど来お伝えしているんですけれども、まだ決まっている状況ではないので、本当に受け入れできるかどうか、あるいはどのような状態で受け入れ体制がとれるのかというところの協議、あるいは本当にお金の関係で保育士の確保だとか、そういうところのどこまで受け入れ体制が整うかというところの協議を今からするところがございますので、詳しいことは本当に分からない状況でございます。ただ、月に10時間程度ということなので、週にすると2時間程度1人のお子さんに対して、例えば水曜日の2時間ちょっとお預かりするという、そういう感覚でいます。また、受け入れ定員もですね、本当に少ない数からスタートすることになるかと思えますので、そこについては、受け入れしていただける保育所、認定こども園と調整しながら決めていこうとは思っております。

あと、料金ですけれども、ちょっと個人負担についてはちょっとはっきりしている状況ではございませんので、こちらについても、ある程度状況が決まり次第お伝えできるかと思えますけれども、その辺ちょっとあまり決まっていなかったところでしたので、お答えが難しいかと思えますので、これ以上はお答えできかねております。以上です。

議長
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

決まってないので、お答えできないというそれは分かります。先ほど質問した中で、一緒のスペースで、今までの子どもと一緒に保育というか、そういうことをするのか。それから、料金とか決まっていないうちで、もう4月から始まるというところでは、どうなんでしょう、混乱とか起きないんでしょうかね。率直にそこちょっと疑問に思ったんですけど、もし、答えることができればお願いします。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長

御質問にお答えします。まず、お部屋の問題なんですけれども、先ほ

どちよつと、私達が想定しているお部屋なんですけど、例えば、いちい保育園でしたら2階の子育て支援センターのお部屋が使えるのではないかと思っています。ただ、そこについてはまだ決まっていますので、想定しているということでございます。

あと、料金についても、はっきりしていることがお答えできないんですけども、これから詰めていくことになるかと思っております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第68号 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程15 議案第69号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第69号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第69号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について内閣府令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、当町には、該当施設はありませんが条例を整備しているものでございます。

この度の改正は、児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設と特別区域に限定していた地域限定保育士を一般制度化されたこと、また、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替の基準が定められたことにより改正するものです。

別途配付いたしました議案第69号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第12条虐待等の禁止では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、児童福祉法に新たに項が設けられたためによる条文の整理です。

第17条では、利用乳幼児及び職員の健康診断について規定していますが、新たに乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められた時は当該健康診断の全部または一部を行わないことができるとし、この場合、家庭的保育事業者等は、その乳幼児健康診査の結果を把握しなければならないと定めたものです。

第23条から第47条までは、家庭的保育事業所の区分別の職員について定めており、保育士の文言後の括弧内に、それぞれ北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士を加えています。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案69号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第69号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第70号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第70号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 議案第70号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び小規模保育事業所や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているもので、この度の改正は、先に説明いたしました議案第

69号と同様に児童福祉法の一部改正で、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことにより改正するものです。

別途配付いたしました議案第70号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第25条では、虐待等の禁止について規定しており、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、児童福祉法に新たに項が設けられたことによる条文の整理です。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第70号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第70号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程17 議案第71号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第71号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 保健福祉課長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第71号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、学童保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。

この度の改正は、先に説明いたしました議案第69号、議案第70号と同様に児童福祉法の一部改正で、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設と特別区域に限定していた地域限定保育士を一般制度化されたことにより改正するものです。

別途配付いたしました議案第71号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラ

インの箇所が改正部分です。

第9条については、職員について規定しており、保育士の文言の後の括弧に北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士を加えるものでございます。

第11条は、虐待等の禁止について規定しており、児童福祉法に新たに項が設けられたことによる条文の整理です。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第71号について説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ちょっと勉強不足で教えてほしいんですけども、地域限定保育士というのは、今回初めて出てきているかと思うんですが、今までも、こういう地域限定保育士という方はいらっしゃるのかどうか、それちょっと教えてください。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

町内ではいらっしゃいません。

議長

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

すいません勉強不足で質問して、町内にいないということですけども、北海道限定なので道内にはそういう保育士はいらっしゃるということですよね。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

北海道の区域によるということなので、そういう方がいるかどうかちょっと確認はとってないんですけども、いるということでございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第71号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました議案審議が終了いたしました。

明日10日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって明日10日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後2時3分)

- 議長 おはようございます。
昨日より延会となっております令和7年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。
局長に朗読させます。
(朗読する。)
- 局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、小原 康子氏が令和8年3月31日をもって任期満了となることから、小原 康子氏の再任について諮問するため本案を提案するものです。
御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
- それでは採決いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに御異議なしとして答申することといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
- 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。
- 日程19 発議第21号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。
3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
- 御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。
- 追加日程1 発議第22号から追加日程4 発議第25号までの4議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
- 御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第22号から追加日程4 発議第25号までの4議案を追加いたします。
- 追加日程1 発議第22号 核兵器禁止条例への参加・署名・批准を行うことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

湯本議員
議長

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

1番 湯本 要議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第22号 核兵器禁止条例への参加・署名・批准を行うことを求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第23号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

8番 石川 康弘議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第23号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第24号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第24号 安心して必要な介護を受

熊木議員
議長

けられるように制度の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第25号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第25号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 9時51分)

熊木議員
議長

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

9 番 _____

10 番 _____